

平成25年

南会津地方環境衛生組合議会  
全 員 協 議 会

南会津地方環境衛生組合議会

## 平成 25 年南会津地方環境衛生組合議会全員協議会

### 協 議 事 項

平成 25 年 2 月 28 日（木）午前 11 時 10 分開会

- 1 開会
- 2 会議録署名議員の指名
- 3 協議事項
  - (1) 火葬業務委託（東部聖苑）について
  - (2) 西部地区ごみ収集運搬業務委託について
- 4 閉会

### 出席議員（13名）

1 番	五十嵐	司	議員	2 番	猪股	謙喜	議員
3 番	中野	大徳	議員	4 番	山内	政	議員
5 番	室井	亜男	議員	6 番	阿久津	梅夫	議員
7 番	石橋	明日香	議員	8 番	高野	精一	議員
9 番	星	嘉明	議員	10 番	星	登志一	議員
11 番	佐藤	孔一	議員	12 番	齋藤	邦夫	議員
13 番	芳賀	沼順一	議員				

### 欠席議員（無し）

### 説明のための出席者

目黒	吉久	管理者	湯田	雄二	副管理者
大宅	宗吉	副管理者	杉原	一成	会計管理者
渡部	啓一	事務局長	近藤	美智夫	事務局次長
阿部	妙子	総務課総務係長兼財政係長			

書 記

山 内 泰 生 総務課財政係副主査

開会10時10分

◎開 会

○芳賀沼順一議長 それでは、只今より全員協議会を開催いたします。



◎会議録署名議員の指名

○芳賀沼順一議長 本会は、会議規則で定められた全員協議会でありますので、会議録署名議員を指名いたします。

会議録署名議員は、

7番、石橋 明日香君、及び、

8番、高野精一君を指名いたします。



◎協議事項の説明

○芳賀沼順一議長 さっそく、協議事項（1）の説明を事務局長にお願いいたします。

○渡部事務局長 はい。議長。

○芳賀沼順一議長 はい、事務局長。

○渡部事務局長 それでは、（1）の火葬業務の委託について資料通りにご説明をさせていただきたいと思いますが、本日の協議事項、2点ともに、統合検討委員会の方で、担当議会の方では検討結果について同好させていただいている案件でございますのでよろしくお願いいたします。

また、本件、本定例会、議長さんからも説明ありました通り本定例会の議案であります、当初予算に計上させていただいている案件でもございますので、よろしくご審議の方お願いいたします。

それでは、資料1番目の火葬業務委託についてでございますが、まず開いていただきまして、1ページ、それから2ページ、3ページ、大変あの、小さい字で見づらいということでございましたが、本件3ページまで、実はあの、前回8月の定例議会の時に全協を行いましたその時にご説明をさせてい

いただきました、同じ資料でございます。

まず、1ページ目が、1番上段に、県内の火葬業務の委託をしている団体、こちらを調査したものを表にまとめたものでございます。県内で委託業務をしている火葬業務を委託している団体でございます。10団体ございました。

真ん中の表が、その火葬業務を指定管理として運営している団体、こちらが県内で3団体ございました。

続いて、1番下の表が直営で行っている団体、こちらが5団体ございました。

このほかに、西部環境、田島下郷、桧枝岐村という団体がございます。その3団体以外の業務委託をしている業者さんでございます。

次に、2ページ目でございますが、ただいま申しました東部聖苑、西部斎苑、それと桧枝岐村、こちらが実施している管理運営状況、こちらをまとめた表でございます。こちらにつきましても、前回説明しましたとおり、経費の関係を表にまとめたものでございます。

続きまして、3ページ目でございますが、こちらが火葬業務をするうえで受付体制、どのような体制で受付を行っているかっていうのをここにある15団体、こちらの方を調べさせていただいたものでございます。

以上、ここまでが前回8月の全協の時にご説明をさせていただいた資料、同じものを載せさせていただきました。

そこから4ページ目、ここからその後協議を進めまして、まとめたものでございます。

4ページ、5ページが委託業務の内訳を記載した仕様書となっております。

この仕様書を作成するに当たりましては、町民の方々が戸惑わないように今までの手続きの方法と同じ体制をできるように極力配慮をし、作ったものでございます。

まず、仕様書の1番、2番、3番に火葬業務の委託の場所、期間等を載せました。

4番目に、こちらが人員配置でございます。業務に従事する人員は2名以上とする。業務従事者に事故あるときは速やかに交替要員を派遣し業務に支障ないようにするというようなことで、とりあえず2名というようなことの指

定をいたしました。

次、5番目、委託業務の内容でございますが、こちら、今現在、当組合職員2名でやっておりますが、その内容、ほぼこのままでございまして、特に西部地区との違いといたしまして、(2)番、霊柩車の運転業務、こちらのほうは、東部は職員直営でやってございますので、こちらの関係も今回委託業務に出しますが、それも引き継いでやっていただく、というような中身を盛り込ませていただきました。

それと、もう1点、(5)番目、そちらが火葬の予約受付でございますが、現在、南会津町の住民生活課、こちらの方で、受け付け1本で取りまとめをさせていただいております。予約がだぶるといけませんので、南会津町1本で、電話受付でやらせていただいております。執務時間内中は担当課で実施しておりますが、執務時間以外には警備員の方をお願いしてやっている状況でございます。

こちらの方を今回業務委託することによりまして、委託業者の方で予約の方の取りまとめをしていただくというようなことを盛り込んだものでございます。

ちなみに西部斎苑の方は、委託業者で24時間で受付で、実施している状況でございます。同じような体制で持っていきたいというようなことでございます。

あと、次に6番、業務時間でございますが、こちらは今現在と同じように、火葬執行日の8時半から17時15分まで、ただし、当該業務に超過勤務が発生した場合は、その業務が終了するまでとする、というような内容を盛り込ませていただきました。

あと、7番目、休日でございますが、友引の日、1月1日から3日、正月三が日、それと火葬執行業務がない日、というようなことでございますが、ただし、維持管理業務に必要性がある場合は勤務日とするという内容を盛り込みました。

次が、8番目、火葬件数及び時間帯でございますが、こちらの方、表になってございますが、今現在東部で実施している時間帯と件数でございます。これも、変更すると町民の方、戸惑いあるかと思っておりますので、今現在と同じ

時間帯、件数で実施をする、というような内容を盛り込ませていただきました。

続きまして5ページの方は、通常の業務内容、中身を載せさせていただいたものでございます。一般的なものでございます。

続きまして、6ページでございます。横の表になってございますが、ただいま説明しました仕様書の方、案はまとまりましたので、そのあと、業者の方を一般公募いたしました。その結果、ここに載せました2業者、こちらの方が業務の方を、委託を受けてもいいですよという返事があった2業者でございます。株式会社しもごう環境サービス、株式会社エー・サービス、この2社が、申し込みがあった業者でございます。

続きまして、7ページ、こちらの方に、業務の民間委託、民間移行による効果ということで、明細を作った表になってございます。

左側から2列目、こちらに現在の状況を載せました。ただいま、東部聖苑、職員2名で火葬業務にあたっております。その2名の人件費でございますが、金額といたしまして14,554,000円、これ年間分でございます。この予算がかかっております。

次の列に、業務を委託した場合に、今回、この仕様書に基づいて積算をした金額でございますが、委託料といたしまして、9,616,000円というような積算になってございます。ここでその次に比較を出しておりますが、4,938,000円ほどの減額効果が期待されるというような積算内容にしたものでございます。この業務委託料、9,616,000円、こちらが、今回、議案の方に載せさせていただきまして25年度の当初予算の方に計上させていただきました金額でございます。

以上が、火葬業務委託内容でございますので、よろしくご検討をお願いいたします。

よろしく申し上げます。

○芳賀沼順一議長 それでは、ただいまの説明に対し、何か質問、ご意見等があればお受けいたします。ございませんか。

○2番猪股謙喜議員 はい。議長。

○芳賀沼順一議長 2番、猪股君。

○2番猪股謙喜議員 はい。2番、猪股です。2、3質問させていただきます。

まず、業務内容と、営業時間で受付時間が24時間で業務時間が8時半から15時15分ということで、24時間と営業時間との、この、違いですか。まずこれ、業者ではどのように対応するのですかということをお尋ねします。

それから、業者、2業者こう書いてありますけれども、これあれですか、これから入札をするわけですか、これで入札で、これが決定したのかということをお聞きいたします。

それと、これで民間移行による効果で4,938,000円出るっていうことは、これあの、9,616,000円で応札してこれで決定したから、と理解していいのかどうか、以上3点、お伺いいたします。

○渡部事務局長 はい。議長。

○芳賀沼順一議長 局長。

○渡部事務局長 今、2番議員さんの方からのご質問でございますが、まず1点目の業務の時間でございますが、今現在も東部の場合、電話の予約をしてから許可申請ってような手続になってございまして、一般の町民の方が火葬を執行する場合、電話で予約をいたします。で、空いている時間等を確保してから役場の方へ申請していただくこととなりますが、予約の部分、今現在南会津町さんをお願いして実施して、大変ご苦勞をかけているわけでございますが、こちらの電話予約も業者の方でやっていただく、っていう部分の電話予約の、事前予約の部分、で次に6番目の業務時間でございますが、こちらは実際に火葬を、火葬場で、火葬業務を行う時間帯を表示したものでございます。

下の、8番目の表にございますが、1軒目が9時から火葬を出棺ということで、霊柩車でお迎えの時間になってございます。1番最後の、④の火葬時間ってというのが3時、3時の火葬っていう形になります。

この関係からしまして、どこの団体で快諾しても8時半から17時15分の間でほぼ終わるのではないかと、今現在もそのような体制で行っておりますのでここで、この時間帯で業務を行っていただきたい。実際の火葬業務の時間でございます、8時半から17時15分ってというのは実際の火葬業務の時間でございます。

続きまして、業者2社で、これで決まりかっていうことでございますが、



今、現段階で、一般公募をして、私がやっていいですよって業者さんで、手を挙げていただいた業者さんでございます。

で、今回、当初予算に載せました金額は予算でございます、これから、入札、議決いただければ、これから入札執行という形になります。

で、今のところ2社がありますので、この2社で入札っていう形になるかと思えます。

その関係上、先ほどの最後の委託料、9,616,000円でございますが、こちらでも予算に計上した金額でございます、これから入札執行いたしまして、決定をするってというような対応でございますので、よろしく願いいたします。で、委託料として、業務仕様書に基づいて積算を行った事務局側の積算金額ってことでご理解をいただきたいと思えます。

お願いいたします。

○芳賀沼順一議長 2番、猪股君。

○2番猪股謙喜議員 質問いたします。そうしますと、確認ですけれども、受け付け業務が業者になると、今まで行政でやっていたものが、受け付け業務をやっていたものを業者でやると、そういうことですね。

それから、あとは24時間対応であるという約束事に基づいて、業者がそれなりの体制をとりなさいということでもいいのかどうか、ですね。

それと、現在一般公募で、業務委託の業者が2件ということで、増えるのかどうか、いつまで申し込みをするのか、をお尋ねします。これで、打ち切りなのか、期限がいつまでなのかっていうことですね。

それと、9,616,000円よりも下回れば、大体これが上限なのかなって私が業者ならば判断しちゃうんですが、それがちょっと甘い考えなのかどうかっていうことを1つお願いいたします。

○渡部事務局長 議長。

○芳賀沼順一議長 局長。

○渡部事務局長 1番最初の受付の関係でございますが、こちらは申し込みという形ではなく、電話予約、こちらの方を24時間体制で行っていただくということでございます。

○2番猪股謙喜議員 それを業者にやらせると。

○渡部事務局長 はい、はい、申込みに関しては、今まで通り町の役場に行っていて申請書、あと、死亡診断等の手続きもごございますので、今まで通り役場でやっていた形になるものでございます。

○2番猪股謙喜議員 書類の手続きは今まで通りで。

○芳賀沼順一議長 ちょっと待ってください。2人で、ここは集落の座談会ではありませんので。一応、先ほどの質問、それはもう1度あなたが3点質問した分が終わってから行ってください。

○渡部事務局長 今申しました通り、今現在、東部聖苑の場合、役場の方で電話予約をして、前の晩ですと、次の日に役場に行って申請関係は行っていただきます。  
で、電話予約の部分だけを24時間業者の方に委託をしたいという部分で

ございます。  
ですから、町民の方の手続き上は今までと何ら変わらない部分で行いますので、戸惑いはないのかなというような形でこの仕様書の中に盛り込ませていただきましたものでございます。

○渡部事務局長 次の。

○2番猪股謙喜議員 公募期限。

○芳賀沼順一議長 猪股君に申し上げます。自分では言わなくても大丈夫です。

○渡部事務局長 申し訳ありません、次の6ページ目の公募の期間でございますが、実は公募、町のお知らせ等々、当組合のホームページの方で掲示しまして、昨年の10月1日から10月31日までの1か月間一般公募いたしました。で、その業者で、とりあえず、電話の方あったのは3件あったんですが、申込みの方、申請の方出されたのはこの2業者だったということでございます。

今現在は、一般公募は打ち切りということでございます。なんで、この2業者でほぼ入札という形になるのかなと考えてございます。

続きまして、金額でございますが、この9,616,000円、こちらは、事務局の方で積算した内容で、予算書の方に挙げた部分でございますので、業者さんの方でわかるかどうかわかりませんが、ここから入札ですと、予定価格を立てましてそこで入札するというような運びになるかと思っておりますので、そこが上限ですが、そこからどのくらいの範囲でいうのが入札執行に当たられる業者さんの入札者の関係になるかと思っておりますので、この辺はちょっと私の方で

はつかめない状況でございます。

○芳賀沼順一議長 局長ちょっと待ってください、ここに上げた予算を積算して出した。仮に、入札額をもう1度積算して予定するんですか。いや、積算という言葉が入ったけど。

○2番猪股謙喜議員 議長、議長質問あるんだったら手を挙げて代わって。

○芳賀沼順一議長 いやいや、質問じゃなくて今の答えがはっきりしないから。

○2番猪股謙喜議員 いや、私はわかりましたよ。

○芳賀沼順一議長 わかった、じゃいいです。

○2番猪股謙喜議員 ありがとうございます。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございませんか。

○1番五十嵐司議員 はい、1番。

○芳賀沼順一議長 はい、五十嵐君。

○1番五十嵐司議員 はい、2ページのですね、東部聖苑の人件費、12,882,000円となっているんですけども、7ページの人件費の状況、人件費が14,554,000円ということで、これどっちの、比較は14,554,000円ということを出ているんですけども、前の2ページの12,882,000円という状況っていう差はどんなあれですかね。

○渡部事務局長 はい、議長。

○芳賀沼順一議長 はい、局長。

○渡部事務局長 先ほど説明に入るときに、1ページ、2ページ、3ページが8月の臨時会で、全員協議会で、ご説明した資料、そのまま上げさせていただきましたので、この人件費につきましては、1年前の昨年の当初予算ベースで計上したものでございます。で、今回積算した内容につきましては25年度4月の当初予算に上げた人件費2人分、こちらの方を計上させていただきましたので、差が出ているのかと思いますのでよろしくお願いたします。

○1番五十嵐司議員 はい、わかりました。

○芳賀沼順一議長 ほかに質疑ございませんか。

○5番室井亜男議員 はい。

○芳賀沼順一議長 5番、室井亜男君。

○5番室井亜男議員 はい。7ページの業務委託料の9,616,000円、今までより4,938,000円、

これそういうようなことになっている。これが火葬業務委託料の項目になるんですが、ちょっと早まって申し訳ないんですが、これ議案書の方には火葬業務委託料15,601,000円で載っているんですね。これ、私、先走って申し訳ないんですが、そうした場合に約60,000,00円近くが、これを火葬業務委託料で起きてるんですね。こちらも火葬業務委託料、この違いというものが、これちょっと先走って悪いのかなって思うんですが、あとでこれ出てくるわけですが、この辺を1つ、どういうふうになっているのかお願いをしたい。

もう1つはですね、今局長が言っておられる2業者が一応出たということになれば、まあ入札するっていうようなことで、もうちょっと具体的に教えていただきたいのは、安ければいいのか、そのなんていうんですか、あんまり安くされて、半年やったらやめましたというようなことでも困るものですから、私の考えとしてはやはり、ある程度の金額を示して、アウトラインというものを示しながら、それに近づいた入札の候補というものをやらないと、やりたいから、安ければやりますよ、3か月でパンクして私やめました、こんな金にならないというようなことでも困るわけですから、やはりその辺のアウトラインというものの考えが、どのように考えているのか、この2つお願いいたします。

○渡部事務局長 はい。

○芳賀沼順一議長 はい、局長。

○渡部事務局長 はい、まず、1点目の、当初予算の内訳でございますが、この資料の方に載せました9,616,000円、こちらは、東部、今回委託した場合の積算でございます。

で、予算書の方では説明の方で申し上げましたが、西部環境は現在、委託業務を実施してございます。西部環境の委託料、5,985,000円ほど、合算になってございますので以上のような金額になってございます。

続きまして、次の業者の内容ということでございますが、こちら、確かに議員さんのおっしゃる通りだと思います。途中で投げ出されてはうちの方でも困ります。そういったことで、当初、先ほども申しあげましたが、3社、3件ほど申し込みというか、問い合わせの方があったわけでございますが、この2社が最終的に申請書を出してきた、で、申請書の内容だけの審査で

もなかなか、不十分でございますので1度、昨年11月27日に一度業者説明という形で2業者をおよびしまして、この場で内容聞き取り調査を実施いたしました。

で、その段階でこの2業者であれば、大丈夫であろうということ判断はしたものでございます。

そのようなことで、途中で、本当に議員さんのおっしゃるように投げ出されたり、安くて本当にだめだということになりますと困りますので、入札にあたってはもう少し慎重な考えで持っていきたいと考えてございます。

それにしても、何分、4月1日からの稼働でございますので、そこら辺も重々協議しながら進めていきたいと思っておりますので、よろしくご理解のほどお願いしたいと思っております。

○5番室井亜男議員 はい、5番。

○芳賀沼順一議長 5番、室井亜男君。

○5番室井亜男議員 はい。わかりました。これは、西部環境の分が入っていたのね。

もう1つ聞きたいのは、490万、約500万の職員の人件費が安くなるわけですが 委託をされますと、昨年でだと思うんですが347件の火葬件数があったみたいですが、このうちで、1日、1体、または2体3体ということでは最高4体できるということになれば、365日、休みの日もありますが、この昨年、またはその前の年あたりを計算した場合に、何日ぐらい実際に火葬していたのか。例えば1日1体ならば、1日ですね。それから3体やっても1日という計算をした場合には何日ぐらい稼働しなければならないのか。

そういうデータというものを、去年と、おとしあたりのものをちょっとお示しをいただきたいかなと思います。

○渡部事務局長 はい。

○芳賀沼順一議長 はい、局長。

○渡部事務局長 はい、ただいまの火葬の状況の件数等々の質問かと思いますが、今現在手元に正確な数値をとらえたものはございませんので正確なものは後程ご提示したいかと思いますが、私が状況をずっと見た感じですと、1日2件ペースがかなり多い件数となっております。

で、昨年、一昨年から急激に増えた状況でございます。以前は、年間260

件ほどのペースで来ておったんでございますが、ここ近年は300件超えがざらになってございまして、特に年を越した今の時期、この辺がけっこう火葬件数が多くなってございます。

で、ここ2、3年ですと先ほど議員さん申された通り、300件越程度を維持、推移しておりますのでその辺は、先ほどお話いたしました、業者説明の中でも年間はこれくらい、ということでお示しをして内容説明をしましたので、そんな形で業者さんの方には件数等は把握できているのかなというように思っております。

で、正確な数字は、火葬件数等、まとめたものがございますので、そちらはのちほど正確な数字をお示ししたいと思いますのでよろしく願いいたします。

○芳賀沼順一議長 よろしいですか。

ほかに、質疑はございませんか。

○8番高野精一議員 はい、5番。じゃなかった、8番だ。

○芳賀沼順一議長 8番、高野君。

○8番高野精一議員 はい、1点だけ、ちょっとお聞きしたいと思ったんですが。5ページの部分で、経費の負担という文言がございまして。これを見ると受注者が負担する経費はこの2点だけなんですね。そうすると、本当にこの、あそこの運営上で必要なのは、これ経費、本当に負担するのは2点だけで、あとは、この全部衛生組合がそのほかの経費はもつ、というように理解していいのかなと、こう思ってるんですが。今、燃料この、だいぶ高騰しておりますんでその辺も加味しておいて、そういう言い方でいいのかどうか。それ1点だけ。お伺いをしたい。

○渡部事務局長 はい。

○芳賀沼順一議長 はい、局長。

○渡部事務局長 はい、ただいまの経費の件でございまして、議員さんのおっしゃったとおり、今回の委託業務に関しましては、業務そのもの、人件費だけの委託でございまして、修繕、燃料、その他施設の維持管理に関しましては当組合で今まで通り維持管理をしていくというような内容でございまして。

よろしく願いいたします。

- 8番高野精一議員 はい、了解
- 芳賀沼順一議長 ほかに、質疑ございませんか。
- 10番星登志一議員 議長10番。
- 芳賀沼順一議長 10番、星登志一君。
- 10番星登志一議員 1点だけお伺いいたしますけど、衛生組合の方見たときに、非常に随意契約が多くなっているんですけども、事務局としてはこれは多分、入札した後、今後の契約の仕方をどんなふうを考えているのか、その点だけお伺いしたいと思います。
- 渡部事務局長 はい。議長。
- 芳賀沼順一議長 はい、局長。
- 渡部事務局長 委託をしたその後、その後もどうするのかということだと思っております、この火葬業務、すぐ行ってできるっていうものでもございませんので、ある程度委託業者が決まりましたら、うちの職員、実際にやっている職員がおりますので、その職員からの研修期間という形を設けて行っていきたいと思っております。
- その後につきましてですが、本来ですと、3年なり、5年なりのペースで、同じ業者さんでやっていただくのが1番いいのかなって思いますが、今現状の制度上ですと、1年契約という形でしかとらえることができませんので、またその時に、新たに公募してやるのか、この2業者でもう1度見積もり合わせをやるのかということは、このあとちょっと、今現在で決まっていないのはちょっと不十分だとは思いますが、その後のことを協議し進めていきたいと考えてございます。
- 芳賀沼順一議長 ほかに、質疑ございませんか。
- [「ありません。」という者あり]
- 芳賀沼順一議長 では、質問がないようですので次に協議事項（2）の説明を事務局長よりお願いします。
- 渡部事務局長 はい。議長。
- 芳賀沼順一議長 はい、局長。
- 渡部事務局長 それでは、資料2番を使いまして、西部地区のごみ収集運搬業務委託についてご説明をさせていただきたいと思っております。

まずはじめに、西部地区のごみ収集運搬業務委託を協議するときに、統合準備委員会の方で調整済みの項目もございましたので、その関係等につきましては収集体制でございますが、こちらの方、もう一度確認いたしまして、ここに載せてございます、1ページから6ページまで、以上のような仕様書を作成したものでございます。

まず、1ページ目の第1章総則でございますが、収集種別といたしまして第1条（1）番目に一般ごみという項目を入れてございます。これは、可燃ごみ、不燃ごみ、危険ごみ、それと粗大ごみというような形で委託の業務内容を種別に盛り込まさせていただきました。

（2）番の方は、こちらにつきましては、今も実際行ってございますが、公道の犬猫等の死骸、あとは両町の国道沿いのごみ、こちらも収集していただくというような内容でございます。

で、委託期間でございますが、平成25年4月1日から平成26年3月31日まで、というような内容でございます。

続きまして、収集区域でございますが、西部地区ということでございますので南会津町の西部地域、それと、只見町、ここの部分の全域ということで、内容をすっていただきました。

次が、収集方法及び収集回数でございます。こちらが、先ほど統合準備委員会の方で内容を詰めていただいた部分でございますが、第4条の収集回数は原則として、集積所につき次のとおりとする、ということで（1）番に、可燃ごみ、これが週2回、不燃ごみが、月2回、危険ごみが年2回、粗大ごみが年2回、このような内容で準備委員会の方でまとまってございましたので、これで仕様書の方にまとめさせていただきました。

ちなみに現在、西部地区の方で実施しているのが可燃ごみ週1回、不燃ごみ週2回、危険ごみ年2回、粗大ごみ年2回で実施してございます。失礼しました、不燃ごみ週1回、週1回でございます。失礼いたしました。

それと、今現在東部の方で実施してございますが、可燃ごみが週2回、不燃ごみが月2回、危険ごみが年4回、粗大ごみ年2回で東部の方は実施してございます。

次が、収集実施日でございますが、第5条といたしまして、次の（1）か



ら（４）まで、これらを除く日を収集日とする、というような日にしておりまして（１）が土曜日、日曜日、（２）が国民の祝日に関する法律に規定する休日、３番目が12月29日から翌年1月3日まで、というような内容と、（４）につきましてはその他、組合が指定した日、というようなことで、盛り込ませていただきました。

次が収集業務時間でございますが、第6条になってございます。こちらの方は、午前の8時半から、というようなことを指定いたしまして、今現在一般町民の方には8時まで集積場の方へ出してください、というようなことでお願いはしている部分でございます。収集は8時半から、というようなことで東部も同じような時間になっておりますが、業者の方でちょっと早めにいく場合もございますが、この時間帯で行ってもらっております。

続きまして、第7条以降につきましては、一般的な取り決めを、取り決め事項をつけさせていただいたものでございます。全般的に、この仕様書の内容といたしまして、東部と同じような内容で作成をさせていただきました。

4ページ目の、一番下のところに、第20条でございますが、集積所の新設というところで集積所の新設、変更等、及び廃止については、組合の指示に従うっていうことで、変更等があった場合は、変更あった集積場に変えて、収集を回っていただくってというような内容を盛り込んだものです。

続きまして5ページの第4章でございますが、実績報告及び委託料の支払いという条項がございます。まず、実績報告でございますが、第24条、報告書を毎月5日までに組合へ提出、その月に収集した実績内容を5日までに報告していただくものになっております。

次が、委託料の支払いでございますが、第25条の第2項にございましており、前条24条で申しました実績報告書、それに添えて、組合に請求する。で、組合は請求受理した日から30日以内に委託料を払うってというような内容にしてございます。

以上のような内容で仕様書の方を作成いたしました。

で、このごみ収集運搬業務に関しましては、一般公募という形はとらなかったのですが、その仕様書を検討している段階で7ページにございます2業者さん、こちらの方から先に申し出の方がございました。

まず、最初に載せてございます、南会津一般廃棄物協業組合、こちらは、今現在東部地区で収集運搬の方実施している業者さんでございます。

こちらの業者の中でございますが、こちらは、薫栄、ミナト、しもごう環境、こちらが合同して作った組合でございます、こちらの方に現在東部の方は委託業務として実施しております。

で、その次の1つでございますが、株式会社クリーンセンター西部、こちらの方が、西部地区で廃棄物の方の取り扱いをしております業者さん、伊南川商事さん、岡山商会さん、丸大丸商店さん、こちらの業者さんが統合いたしまして、上記の株式会社を設立して西部の方の収集運搬を受けたいという申し出があったものでございます。

続きまして、8ページでございますが、こちらにつきましても、先ほど火葬の委託業務と同様の形で業務民間委託、民間移行による効果っていう形で表させていただきました。

まず、左から2列目で、現状でございますが今現在、西部環境、臨時職員で収集の方対応させていただいております。

臨時職員、今現在6名で、収集車の方はパッカー車2台、ダンプ1台で対応している状況でございます。

それと、粗大ごみ収集に関しましては現在までも委託として業務委託して実施している部分でございます。

こちらの方、トータルいたしまして、経費といたしまして16,430,000円ほど、こちらも当初予算ベースで積算したものでございまして、経費としてかかっている状況でございます。

次の列に、25年度、このまま、臨時職員で実施した場合先ほど申しました収集回数等がちょっと増えましたので、その分を見込ませていただきましたので、まず、人件費、臨時職員でやった場合には、今現在6名でございますが8名の増が必要である。というのは、いま、パッカー車2台で実施しているところが、もう4台くらい、回数が増えてことによって必要になってくるっていう部分でございます、関係上、1台2名という体制で実施してございますので、その関係上8名増、というような形でトータル24,805,000円、で、車両維持管理分、と車両燃料、こちらの方かかりますので、500万と、

370万、そこに業務委託の方、粗大ごみの方やっておりますので、その経費の方合計いたしまして、25年度直営で実施した場合に69,773,000円ほどかかるのではないかと試算をしたものでございます。

次の列が、業務委託した場合に、先ほどの仕様書をもとに事務局の方で積算した部分でございましてこちらが、38,043,000円っていうような積算の内容になってございます。

そちらを、今度比較した場合に、CとAですから、業務委託と現状を比較した場合には、委託した場合には、委託した方が21,613,000円ほど高くなるというような内容になりました。

次の比率は、組合直営と比較した場合、25年度直営ですね、こちらと委託業務、失礼いたしました。

25年度直営の分と、現状、こちらを比較した場合には53,343,000円ほど増加となる、増えるというような計算です。

で、次の表が25年度直営と委託業務を今度比較した場合でございます。

こちらの方になりますと、31,730,000円ほど経費が削減されるというような結果が出たものでございます。

で、先ほどの火葬の委託と同様、業務委託料、こちらの方の試算いたしました38,043,000円、こちらの方を当初予算の方へ業務委託料として計上させていただきました。

で、先ほど申しました2業者、申し出ておりますので、こちら、組合としましても2業者以上ある以上、随意契約というわけにはいきませんのでここで入札になるのかなというような形で考えております。

以上、西部地区のごみ収集運搬業務についてご説明いたしましたのでよろしく見ていただきたいと思います。

○芳賀沼順一議長 ただいまの、説明に対して、何か質問、ご意見等があればお願いいたします。

○4番山内政議員 議長4番。

○芳賀沼順一議長 4番、山内君。

○4番山内政議員 これは、考え方ですので、管理者に伺いたいと思いますが、火葬業務については、西部については、前から業務委託がされておまして、今回の東部

斎苑についても、東部地区にされるという、極めてスムーズな流れなのかなと思いますが、西部地区のごみ収集については、これと同じ方向でいくと、ちょっとこういう業者が出ちゃってるとなかなかあれなんです、西部地区の業者に委託されるということも一つの流れではないのかと、私が西部環境衛生組合の議員として携わっている時から考えて、そういうふうに思っておりました。

その考え方について管理者の考え方をお聞かせ頂きたいと思います。

○目黒吉久管理者 はい。

○芳賀沼順一議長 管理者。

○目黒吉久管理者 はい、議長。2社から申し込みがあり、やるという意思表示があったという説明があったとおりであります。

当然、それに対しまして、入札という形を適正に執行していかななくてはならない。

ただ、今まで、従来通りそれぞれ直営の中でやってきた従来の民間の方々とも仕事をお願いしてきたといういろいろな付き合いをやってまいりました。

やはりいろんな面で、先ほどの火葬業務の事でもそうでありましたが、お金の分野、いわゆる適正入札はお金の分野で適正な質のある仕事をやらうと、今回の一般ごみ収集業務委託に関しましても適正な執行と同時にあわせて地域密着した業者さんや、これから今まで取り組んできた仕事の実績等と流れの中で、そういった中での意見交換や説明会があった中で総合的な勘案ということがあってもいいのかなと、そういったことも含めた中で適正な業者が指名されているというようなことになるわけではないかと思えます。

○4番山内政議員 議長4番。山内政。

○芳賀沼順一議長 4番、山内君。

○4番山内政議員 先ほど、5番議員が、非常にいい質問をされました。

要するに、安ければいいのかと。基本的にはですね、執行者が見積もりをした。それが極めて適正な価格、というのが私は価格設定であるっていうに考えます。

いわゆる、落とすとなると、人件費を落とすとか、ごみを持っていかないというようなことはあり得ませんので、そうすると結局雇用の質も悪くなる

ということも考えられるわけです。

そういう意味で、先ほどの5番議員の質問をちょっとお借りしてお話をするわけですが、その安ければいいという入札なのか、あるいは、きちっと最低ここまでだよと、あるいはどういうサービスをするみたいなことまで含めて入札を執行されるのか、その点について管理者でも事務局でもどちらでも構いませんのでお答えをいただきたいと思います。

○目黒吉久管理者 はい。

○芳賀沼順一議長 管理者。

○目黒吉久管理者 基本的には今申し上げた通りです。先ほどの姿勢と同じです。

そういったことを総合的にヒアリングを繰り返しながら、業務委託する内容をそれぞれ申し込んだ業者が十分理解していただいて、私たちはこれだけの仕事をこういった形の中で、質ともに競争しながら住民サービスの期待に応えるような形で当然申し込みの業者に出されるわけでありますから、そういったことをふまえて、適正な執行、適正な入札になっていくんだと思います。

○4番山内政議員 議長4番。山内政。

○芳賀沼順一議長 4番、山内君。

○4番山内政議員 方向性がわかりました。

一点、事務局になんですけども、委託仕様書、1ページの第5条、収集実施日の中の(2)番、国民の祝日に関する法律に規定する休日、これですね、どの曜日に可燃ごみなり、不燃ごみの設定されるのかわかりませんが、これがたまたま収集日に当たった時どうするんですか。

今までは西部地区では月曜日が休日だと、収集はしてございましたけれども、この文言ですと、やらないというあれなんですか。その辺について。

○芳賀沼順一議長 次長。

○近藤事務局次長 組合が指定した日ということで、組合の方で毎年カレンダーを作成しておりますが、今現在、西部地区の方でも、休日、月曜日、日曜日が祝日の場合と月曜日が振り替え休日になっておりますが、原則的に月曜日の収集は行うような方針でおります。

で、週の中ですか、火曜日以降、火曜日から金曜日に関しては原則、収集

をしないってような方針でやっております。よろしいですか。

○芳賀沼順一議長 わかりましたか。

○4番山内政議員 ちょっとわからない。

○芳賀沼順一議長 わからない。ちょっともう一度、わかりやすく説明してください。意味がちょっとわからないみたいなので。

○4番山内政議員 議長4番。山内政。

○芳賀沼順一議長 4番、山内君。

○4番山内政議員 ちょっとあの、はっきりお話しいただきたいのですが、いわゆる月曜日はこれに当たれば収集はしないという理解でいいですか。

○芳賀沼順一議長 次長。

○近藤事務局次長 すいません、言葉が足りません。月曜日が振り替え休日の場合は収集は実施します。

○4番山内政議員 了解。

○芳賀沼順一議長 ほかに、質疑はございませんか。

○6番阿久津梅夫議員 はい。

○芳賀沼順一議長 6番、阿久津君。

○6番阿久津梅夫議員 はい。火葬業務ですが。

○芳賀沼順一議長 火葬は先ほど終わりましたので、西部地区のごみ収集の件で今やっていますので。

○6番阿久津梅夫議員 これは、遅れたな。では、立ったから一言。

あの、西部地区の火葬業務に対して、しゃべるだけしゃべらせろ。

[「だめだ」という者あり]

○5番室井亜男議員 5番。

○芳賀沼順一議長 5番、室井亜男君。

○5番室井亜男議員 さっき、聞き漏れたのですが、株式会社クリーンセンター西部というので、この中で、星とか伊南川とか、そのあとの3社の名前を聞き漏れたのですが、まずこれを教えていただきたい。

東部地区で、南会津一般廃棄物協業組合というものは、旧田島下郷衛生組合からごみ収集業務をやっていると思うのですが、これは3社だと思いますけれど、そこで私が聞きたいのは、株式会社クリーンセンター西部というも

のができたということで、私は当然そういうふうになるのかなと思いますけれども、南会津一般廃棄物協業組合というものが、今まで東部地区の旧田島下郷町の収集運搬をやっていたわけですから、この人たちが今までの西部の方に権利を持たせるのかどうか、じゃあ、クリーンセンター西部が旧田島下郷の方に、東部地区の方にそういう許可というものを両方に与えるのかどうか。この辺が私は非常に疑問になると思う。そうした場合に、選択肢は火葬で申し上げましたが、安いほど良かったら、安いというような方法も考えるということですが、それほど、安くて早くてというようなことが業者としてはできないと思いますが、両方にこの南会津郡というもののともに与えられた収集業務というものを両方の組合というか、クリーンセンター西部というものに許可というものを分けてやるのか、やらないのか。

私は、先ほどの火葬業務並びに、こういうふうなものは、私は管理者の執行権の範囲内でいいんじゃないだろうか。正直言って私は思います。我々は予算を決めまして、やはり、我々に相談をしなくても良い。やはり、そこが管理者の執行権の範囲ですから。

人事異動、さらには入札の件と同じく私は執行権の範囲内で管理者の方に一つ執行権の範囲内で決断をしてもらうというお願いをして終わりにしたいと思います。

○芳賀沼順一議長 管理者。

○目黒吉久管理者 今般、西部地区の一般ごみ収集につきましては委託業務をするということの流れについては、皆様方のご理解をいただいた。で、その仕事を誰がやるのかということにつきましては、今ここで申し上げた2社からの申し入れがあった。先ほど入札についての基本的な考え方は先ほど申し上げたとおりであります。

ただ、こういったことにつきましては、より良いサービスと適切な我々にとっては安いお金の中でいい質の仕事をしてもらえることが一般住民のためになるわけですから、今後の東部地区、もしくは西部地区において、誰がどの業者がどうつくのかということは、これは管理者が決めるということでしたが、一挙になかなかこの段階でそういった方向性を取るといったことは今断定をできることではなかろうと思っております。

今般、業務委託する西部地区の実績やあり方や、やってみればいろいろと課題も出てくる問題もあろうかと思えますし、そういった事実、現実も踏まえながら皆様方と協議して、一つの方向性はまた協議しながらそのうえで業者はどうするんだと判断をさせていただきたいと思えます。

○芳賀沼順一議長 局長、会員名って言われたんだけど。

○渡部事務局長 はい。

○芳賀沼順一議長 局長。

○渡部事務局長 業者さんの統合した中身ということですが、株式会社クリーンセンター西部、こちらの業者さんの中身ということでしたが、伊南川商事さん、岡山商會さん、丸大丸商店さん、この3社の統合でございます。

以上でございます。

○芳賀沼順一議長 よろしいですか。

ほかに、質疑はございませんか。

○10番星登志一議員 議長10番。

○芳賀沼順一議長 10番、星登志一君。

○10番星登志一議員 一点だけ、お伺いします。

25年度の組合直営と、それから、前年度比べると臨時職員の人件費、だいたい前は6名でだいたい10,630,000円、一人頭になると概算で1,770,000円、今回はだいたい一人頭になると3,100,000円、多分これは、まあ、8名だから24,800,000円の8で、単純に割るとだいたい3,100,000円。ということで、多分あの、従業員の方では待遇の改善ということだったと思うんですけども、1番待遇の改善で変えたところはどこなんですか。

そこだけ教えてください。

○芳賀沼順一議長 質問わかりましたか。

○渡部事務局長 議長。

○芳賀沼順一議長 局長。

○渡部事務局長 ただいまの10番議員さんからご質問でございますが、ここでございます25年度、組合が直営でやった場合、こちらに関しましては、今現在臨時職員6名でやっておりますが、収集車の方4台増える関係上、さらに8名増という形になるっていうことございまして、合計14名体制で実施しなけれ



ばならないということをごさいます、今現在車の方、パッカー車2台、ダンプ1台ごさいます、さらに4台必要になってくるってことごさいますので、6名に8名をプラスしていただきまして14名体制でやらないと、収集の方できないということごさいます。以上ごさいます。

○芳賀沼順一議長 よろしいですか。

○10番星登志一議員 はい、了解。

○芳賀沼順一議長 ほかに、質疑はごさいませんか。

○3番中野大徳議員 はい。

○芳賀沼順一議長 3番、中野君。

○3番中野大徳議員 はい。1ページの第1章の(2)その他のごみ等というところで、公道の犬猫等の死骸ということですが、これあの今まで見てますと、道路パトロール車なんか、例えばはねられた犬とか猫を片付けていた気がするんです。

今度、業者にやっていただくとなると、例えば発見した人が集積場に置いておけば持って行っていただけるのか、それとも業者さんに連絡をすれば、回収していただけるのか、それから、もう1つこれに絡めまして、ペットの問題がありまして、例えば自分の飼い猫が死んだとか、そういった場合には集積場に出しておけばごみとして処理していただけるという意味だと思んですが、前の会でその火葬業務をちょっと手がけるような説明があったと思うんですが、火葬っていうか、ペット等の火葬は今のところやる予定はないのか、それをお聞かせください。

○渡部事務局長 はい、議長。

○芳賀沼順一議長 局長。

○渡部事務局長 ただいまの仕様書の中の第1条、第2号の部分だと思いますが、公道の動物等の死骸、こちらは今東部地区の場合を申し上げているんですが、ごみ収集動いているところで死骸等発見した場合には、速やかに回収してこちらのクリーンセンターの方に持ってくるってような体制になってごさいます。

今、実際西部地区で臨時職員でやっておりますが、こちら発見次第クリーンセンターの方に持ち込むってような形になってごさいます。

それを、そのまま委託業者さんにも同じ形でやっていただくってような内容ごさいます。

で、一般住民の方につきましては、今現在集積場っていうあれではないんですが、連絡をいただければすぐ業者さんの方に連絡をして運んでもらうというような体制を取っております。で、東部の場合ですと直接こちらに連絡があれば、私の方で向かって回収に当たる場合もございます。業者さんが近くにいれば、そこで集めていただく形になるかと思えます。その辺で環境上問題なくきれいに過ごしていただくような体制を整えてございますのでこれらをやっていただくっていうような内容です。

2つ目のペットの火葬の関係でございますが、確かに統合準備委員会の方でその話が出まして、ほかでやっている所とか、調査した部分がございます。

あの時は確か、今現在の火葬場でできないか、もしくはこのごみ処理場の方にちょっとしたスペースをおいて、そこでできないかというような話だったかと思えますが、そのようなことにつきましても統合後のこの新しい組合で検討していこうというような話になってございますので、この南会津地方環境衛生組合、議員さんも含めた中でこれから検討して、進めてきたいとは考えてございます。

ほかの所では実際、ごみ処理場、クリーンセンターの所にそのような施設を設けてやっている所もございます。火葬場でやっているっていうところは聞いてございません。あくまでも、人間の火葬っていうことで区別をしている状況であるということでございます。というようなことで、これから検討する課題となってございますのでよろしくお願ひしたいと思えます。

○3番中野大徳議員 はい。

○芳賀沼順一議長 3番、中野君。

○3番中野大徳議員 まあ、ペットの方は理解しました。

もう1度確認なんですが、ペットが死んだ場合は連絡すればごみとしては収集していただけるということですね。

○渡部事務局長 はい、議長。

○芳賀沼順一議長 局長。

○渡部事務局長 抜けて、申し訳ございません。今現在も、ペットに関しましては持ち込みというような形でやらせていただいております。集積場におくのも、ペットでしたので、それぞれのご家族の気持ちもあると思えますので、直接搬入し

ていただいて、そこで、ピット内に入れるんじゃなくて、直接炉の方に入れるという形を今、体制として取らせていただいております。

で、ペットに関しましては、一応、料金として1体1,000円というような料金をいただいて処分をしているっていう状況でございます。今これは、西部も東部も一緒でございます。

○3番中野大徳議員 了解しました。

○芳賀沼順一議長 よろしいですか。ほかに質問はございますか。

[「なし。」という者あり]

○芳賀沼順一議長 質問がないようですので、終了いたします。

それでは、本日の協議事項は以上でありますので、事務局長の説明のとおり決定してよろしいですか。

[「はい。」という者あり]



### ◎閉会の宣告

○芳賀沼順一議長 それでは、本日の協議事項は事務局長の説明のとおり決定いたします。

以上をもちまして、全員協議会を終了し、本会議に切り替えたいと思えます。



閉会 11時25分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成25年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員